

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：令和 6年 2月22日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）.docx（未定稿）

○小野委員長 はい。日程1、陳情審査についてです。

当委員会が設置されたことに伴い、送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書。送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合っ決めてまちづくりの実現を求める陳情。送付6-12、泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情。以上3件の陳情が議会運営委員会から送付替えされております。本日の時点での取扱いとして、次の日程2の今後の調査の進め方についても関連してきますが、当委員会での調査状況を適時適切に陳情者の方々にご報告させていただくこととして、本日は継続審査とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

次に、日程1の今後の調査の進め方についてに入ります。（「日程2」と呼ぶ者あり）失礼しました。日程2の今後の調査の進め方についてに入ります。

まず、お配りしている当委員会の設置理由をご確認いただきたいと思ひます。先ほどご案内したとおり、この設置理由に記載されている、当委員会としては具体的な再発防止策等について、可及的速やかに調査・検討していきたくて思ひているところではあります。しかしながら、委員会で一定程度の共通認識を持っていくということも大事になってくるかと思ひます。この後、皆様からも様々ご意見を頂きたいと思ひますけれども、正副委員長からも一つご提案としてございますので、まず、そこをご案内させていただきます。

まずは、今後進めていく中で、例えば、区の契約制度はどのようになっているのかですか、委員の皆様にも共有をしていただいたり、それが例えば勉強会という形なのか、委員会の中でのご相談になるかと思ひます。その際は、執行機関のほうから区の契約制度について二、三回時間を頂いてご説明いただくなどを今考へております。まずは、様々、知識レベルも含めて、委員の皆様とある程度そろえてから、共有してから始めていくという案もござひます。この案も基に、今後の進め方について、皆様にご意見を頂きたいと思ひます。

それでは、ぜひご意見がござひましたら、資料も含めて、挙手の上、お願いいたします。

○白川委員 設置理由の中で最も私が重要だと思ひるのは、人格と倫理の向上という部分かと思ひます。やはり議員の倫理感というのがしっかりしていればこういう事件は起こりませんし、それにはしっかりした人格というのが、裏づけがあるというのがもちろん一番大事です。ただし、これは、もう皆さんいい大人で、これから人格をたたき直せとか、倫理感を持つてといつても限界があるだろうと思ひます。（発言する者あり）それはやっぱりどこかでシステムの部分というのを変えなければ、要するに負の人格があるとすれば、その部分が大きくならないように何とか防止しようというところが大事かなと思ひます。ですから、防ぐというときにあんまり人格と倫理をたたき直すみたいな話にしないで、いかにこういうことが起こらないように道筋を立てていくかという部分が重要かなと思ひます。あるいはそういう事件が起こりやすい環境はどういうものかというのを我々が知る研修、あるいは講演会みたいなもので、それを知っていくという場を設けるのは重要かなというふうに入ひます。ですから、それも含めて、いかにこういうことが起こらないかというの

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：令和 6年 2月22日 契約にかかる不正行為等再発防

止特別委員会（未定稿）.docx（未定稿）

をシステムとしてつくり上げるということを重視すべきかなと思います。

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○はまもり委員 先ほど委員長がお話しされていましたが、そもそもどういったことが問題になるのかというのが、まさに白川委員がおっしゃったようなシステムを構築していく上での土台になるのかなというふうに思いました。なので、契約の仕組み、電子入札の仕組みとか、それと、多分千代田区の中でも変わってきたというふうに聞いていて、それは恐らく時代の背景であったり、法律などとの整合性の中で変わってきていると思いますので、そもそも官製談合防止法とか、いろんな法律がある中で、どういうところが時代変遷の中で変わってきているのか、その中で仕組みもどう変わっているのか、そして恐らく今後も変わっていく可能性があるのであれば、そういうところはどういう課題が残っているのかといったところを、ぜひ勉強会などで教えていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○富山委員 すみません。けがの都合により、座ったままで失礼します。

先ほど皆さんがおっしゃっていた勉強会もちろん大切ですし、倫理感だとか人格についての講習も必要なんですけど、この委員会自体がいつどうなったら終了するのか、何か条例ができたなら終了なのかというのを先に決めておいたほうが今後の見通しが立てやすいかと思うんですが、そちらはいかがでしょうか。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。ありがとうございます。そうですね、目指すべき着地点というところなのかなと思います。ここも今日ぜひ皆様にいろいろご意見を頂いて、最終的に決めていければなと思います。

牛尾委員。

○牛尾委員 皆さんおっしゃっているとおり、勉強会など、そうしたことも必要だと思いますけれども、大体こういう問題で特別委員会がつくられるということも、まあ、異例ですしね。千代田では2011年以降、あのときは100条でしたけれども、今回は特別委員会をつくられたと。この間、江戸川とか、ほかのところでも不祥事において特別委員会をつくられているところがあると思うんですけれども、事務局のほうで、そういったところの議会などで特別委員会がつくられて、どういった結論になっているのかと、もし情報があればお伝えしていただければと思いますけれども。

○小川区議会事務局長 卑近な例で言いますと、江東区と府中市の例があろうかと思えます。それで、特別委員会を設置して議論したのは府中市、で、江東区については大きく二つ議論をしております。

ちょっと簡単に申し上げますと、まずは、議員の報酬について、この江東区の場合には休んでいる期間が非常に長かったということで、その間の報酬をめぐる条例上の取扱いをどうするのかということをもまず前半で議論をし、後半では汚職防止に関しての検討会というものを設置して、最終的には倫理条例を策定して終わったという、そこが最終点でござ

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：令和 6年 2月22日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）.docx（未定稿）

いました。

一方、府中市につきましては、令和2年の2月に特別委員会を設置して、その間、基本的には政治倫理条例を策定するということをメインに、令和5年の2月までの間に条例の素案を作成するという議論を重ねてきたようでございます。もしよろしければ、その辺りも、今、口頭で申し上げましたけれども、資料も取り寄せてございますので、よろしければそれはご用意いたします。

○牛尾委員 ありがとうございます。江東区でした。江戸川ではなくて。

両方、政治倫理条例の制定等を目指してやられていると。制定したところもあるというところでは、やはり2011年の特別委員会の報告の中でも、やっぱり倫理条例を検討すべきだということがまとめられて以降、なかなか具体的な話に進まなかったという点では、目指すべきところなのかなと、その一つなのかなという思いはあります。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

そうしましたら、今ご質問いただきました他区事例、江東区ですとか府中市のお話が今ありましたけれども、この辺りの資料を用意していただくというのでいかがですかね。次回、資料を、そうですね。では、事務局、次回いかがでしょうか。

○小川区議会事務局長 ご用意させていただきます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

はやお委員。

○はやお委員 結局は設置理由の中のものが解決されれば、一応この特別委員会というのは一応終わるとというのが普通なんですね。で、やはりここに書かれているのは何かというと、先ほど言った現状分析をし、理想の目的は何かという整理なんですけど、つまり現状分析というのは、今回のことが、この事案についてどうだったかという原因究明を明確にして、そして目指すべき理想というのは決まっているんです。公平、公正な入札ができるような制度体制にするということなんです。その中に、じゃあギャップとして何があるかといったら、非常に、白川委員のほうの話もそれは重要です。倫理というのはどうなんだろうかということで、そこのところもやっていかなくてもいけないところなんですけど、そういうことであれば、先ほど牛尾委員がおっしゃるように、以前100条委員会がされた資料を、やはりこの場で提示していただいて、勉強会でやるか、この委員会でやるか、正副にお任せしますけど、その資料を提出していただきたいと。

あと、確認をしたいのが、普通に考えると、もう倫理の前なんです。コンプライアンスなんです。法令が遵守されているかいないかというのが問題なんです。というのは、まず、入札についての情報を聞いたときに、私の、いろいろな書類で見たニュースで見たのだったら、入札妨害罪ということになるんです。入札を妨害した罪になるんですよ。そして、行政側がその情報を提供したときに、初めて官製談合防止法違反ということになるんです。そしてこれでお金の授受があった場合については贈賄罪ということになるんです。今は途中の官製談合罪ということになっているということですから、結局は何かといったら、この実態がどうだったかということがやらない限り、我々が議論できないんです。ということなのかどうかを確認もしたいんです、法的に。私はこれ、素人で、入札妨害だとか、あと官製談合とか言っていますけれども、行政のほうは非常にすばらしい先生を第三者機関

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：令和 6年 2月22日 契約にかかる不正行為等再発防

止特別委員会（未定稿）.docx（未定稿）

にやっているんですけど、我々もそういう法的担保はどうやって取るのか、この辺のところについてはちょっと正副のほうで確認したいんですけど、どうでしょうか。

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

今、資料の要求がありましたけど、入札妨害についての100条の資料ということではなくですか。

○はやお委員 先ほどの前にやった100条委員会が行われまして、結局は、以前の……

○小野委員長 どうぞ、はやお委員。

○はやお委員 すみません、契約課長だった、今で言う契約課長が、あのときは経理課長だったんです。で、そのときに非常にいろんなことがありまして、100条委員会をやって中間報告をしたって、今日初めて牛尾委員が本会議で言っていましたから、その辺の資料というのは僕は必要なのかなと、こう思います。というのは何かといたら、その当時と今がどういうふうやったかという、変化されてきたのかという確認も必要です。基本的には電子入札といたらこういう介在というのはあり得ないと思っていたんです。それがあり得たということは、何かのいろいろな動きがあったんだろうなと思うんですね。当然のごとく、行政権というのは非常に公益なもので、強いものなんです。断れば断れるんです。それが断れなかったということが何なのか。こちらも、聞いたのも、もう不屈き至極ですけれども、断れなかったことというのは何なのかというのが理解ができないんです。何かといたら、普通の開発のときに、我々委員会で言っても、これは行政権で進めますと強い勢いでやるんだから、このぐらい断れなければコンプライアンスの違反だというのは当然分かるはずですよ。だから、私はそこが希有でしょうがないから、そこを明確にしない限り、この委員会は閉じられない。なぜかといたら、公平、公正な入札制度が何なのかということが分からないからです。だから、まず、先ほど言った100条もそうですし、ここのところについて私は勝手なことを言いましたけど、入札妨害だとか何だとかと言ったんですけど、それが事実なのかどうか、法的な確認が取れる体制をつくっていただきたいと思っています。

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

あと、第三者のご意見も出たので、それはおいおい必要に応じて、また皆様にご相談の上、正副でもまとめていきたいなと思っていますところですよ。

○はやお委員 あと、すみません、資料要求をいいですかね。

○小野委員長 はい、はやお委員。

○はやお委員 資料要求で、それも、同じ本会議ではまもり委員が入札監視委員会、こういうものが、実際のところ組織的にあったということですから、それがどういうふうな機能をしているのかということが一つ。その分かる資料が欲しいです。（発言する者あり）  
入札の監視委員会。

それと、公益通報制度ということで、本来であればこういうような問題が起きたときは公益通報制度できちっとチェックされるんでしょうけれども、それがなぜ機能しなかったのか、なぜそこに行かなかったのかということなんで、この公益通報制度がどうなっているのか。

そしてまた、これは朝日新聞のところに書いてありました漏えい先の千代田区の業者を

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：令和 6年 2月22日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）.docx（未定稿）

含めて、十数社の構成している、区と災害復旧に関する協定を結んだということなんで、その協定書。というようなことがその10社と協定書を結ばれているのか、当然公文書としてあるはずですので、その資料を要求いたします。

以上です。

○小野委員長 白川委員。

○白川委員 私は、はやお委員のおっしゃることは理想論として正しいと思いますが、事件を掘り起こすというのは、我々の仕事ではありません。あくまで嶋崎元議員の話というのが個別一つの事件であって、談合に関する事件というのは山ほどあるわけです。ですから、事件を起こさないための、事件を防止するための委員としては、一般論としてどういふことをすべきか、一般論としてどういふことをしないといいのかというのをまとめないと、防止にならないわけです。ですから、一つのことを掘り起こす。つまり、今回の事件を掘り起こすというのは、ここでの話ではないと思います。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 まあ、それぞれのご意見、最後は正副でまとめていただいて、私は深化拡大といって、深く掘ることによって一般論というのを整理するというのが僕は今回のあれ。一事が万事なんです。こういうことがあるということは、何かといたら共通性があるはずなんです。そこにこの問題を浮き彫りにして今後のことをやらなくてはいけないというふうに思っていますので、この辺のところをしっかりとやっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○小野委員長 白川委員。

○白川委員 一つのことを掘り下げて不変に至るといふのは、確かにおっしゃるとおり、一つの方法論ではあります。ただし、今は警察の捜査というのが進んでおりますので、そこで……

○はやお委員 ちょこっとだけ知っているからね。

○白川委員 しっかりした真実が分かってくるといふ思います。逆に、ここで掘り起こして、警察と違う真実なんかを掘り当てて、不一致なんていふ話になると、すごく面倒な話になりますんで、（発言する者あり）この事件の掘り下げといふのは、（発言する者あり）やっぱりここでやるべきではないと思います。

○はやお委員 委員長。委員長。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 それでしたら、捜査権の侵害になるといふのは、いつになったらこの捜査の侵害になるのか、こういう話がありますので、これも法的な確認をしてもらって、普通は考えてみれば、起訴されれば、まあ、もう捜査は終わりです、はっきり言って。99.9%の有罪という流れになりますから。だから、そこが、起訴された時点で捜査の妨害になるのかならないのか、その辺のところの考え方、法的な定義を確認していただきたいと思ひます。やっぱり、こういう問題があつて、しかるべきです。でも、ここをどこかでやらなかったら、我々は倫理委員会、あと議会基本条例をつくるといつたら、条件整備検討会で継続的に検討してきた内容ですから、このところはその辺も含めて正副で整理していただきたい。

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：令和 6年 2月22日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）.docx（未定稿）

○小野委員長 はい。ご意見。

えごし委員。

○えごし委員 やっぱり出せる資料、出せない資料というのは多分あると思います。そこは確認していただいて、出せる分については出していただくということで。

あと、しっかり、役所としての検討会もあるわけですから、その検討会で検討されたことというのを、随時になるとは思いますが、この委員会で報告をしていただいて、それに対して質疑をしていくという、そういう形になればいいかなと思っております。

○小野委員長 はい。

ほかはいかがでしょうか。

○岩田委員 どの事案というのではなく、入札するときに、その一つの事案に対して、最低価格とかそういう価格を知ることのできる人はどういう役職の人なのかなというのが知りたいです。

○小林副委員長 仕組みね。

○岩田委員 はい。その仕組みで。そこが分かるようなものがあればありがたいなと思いますんで。

○小林副委員長 入札の仕組みね。

○小野委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 どういったことを議論するかというのは正副でまとめていただければいいと思いますけれども、一つ、資料で、先ほど府中の例、江東の例で事務局のほうでお出しすると言いましたけれども、23区でも、ほかの区でも政治倫理条例を制定しているところもあると思うんですね。その条例の状況とか特徴とか、もしそれもあれば、含めて、資料で出していただければと思います。

○小川区議会事務局長 条件整備等でも一時取りまとめたものがあつたかと思いますが、最新のものとして、また整理をしてご用意したいというふうに思います。

○小野委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 本会議でもお話しさせていただいたんですけれども、残念ながら不祥事とか、こういった問題というのは、企業、自治体限らずたくさん起こっているというようなことがあると思います。そのときにどうやって考えていくのかといったときに、大きく三つに分かれるのかなと。組織の問題ということと、個人の問題と、それから制度、仕組みの問題。個人の問題というのは、議員であったり、今回であれば職員の話になると思うんですけれども、組織といったところであれば、やっぱり行政側の組織というところがあります。そして、今回何が問題なのかといったところで、制度、仕組みの話になってくるので、こういったところで、今回の問題、その捜査を何か掘り下げるのではなく、一般的に官製談合とか不正が行われることの要因というものをまず挙げていって、その中で今回の対象というのがどこまでの対象範囲にするのかというのが考えるのが必要かなと思います。そういう意味で、他区の状況であったりとか、ちょっと100条委員会のことは私がまだ調べられていないんですけれども、過去でそういう事例があつたのであれば、それは組織とか制度の不備を、見当をつける意味で、非常に参考になるかなというふうに思いますので、その辺も含めて示していただきたいなというふうに思います。

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：令和 6年 2月22日 契約にかかる不正行為等再発防

止特別委員会（未定稿）.docx（未定稿）

○小野委員長 はい。今いろいろ頂きました資料で、似たような事案についてのことをいろいろと皆さんも確認したいというご意向なのかなというふうに理解いたしました。

で、先ほど公益通報のことなんかもあったんですけども、これについては実際に今取り組んでいる部分もあると思いますので、どの程度のものができるかどうか分からないのと、ちょっと公益通報制度の資料というところと言うと、どうですかね、それを何か。

（発言する者あり）

はやお委員。

○はやお委員 公益通報制度が現状どういうことになっていてどういうふうにやるのかというのが、まあ、期数の若い方たちというのはあんまりよく分からないでしょうし……

○小野委員長 ああ、なるほどね。

○はやお委員 勉強会ということではなくて、これも表に出してやり取りをやるのか、もしくは勉強会方式でやるのかというのはお任せします。でも、同じ共通認識の中で今回のこの調査が深まっていかないと、話がいろいろと散らかしちゃうんで、そこで公益通報制度が実際動かなかったということについて、ここについては、やっぱり一つの大きな課題があると思いますので、どうだったのか、で、どういう制度だったのかと、まず現状の制度だけでいいですよ。それで今回はどうだったかということについては、現実それが機能しなかったという事実だけですから、そこを確認したいということですよ。

○小野委員長 はい。現状の制度を確認するというところで、先ほどおっしゃった仕組みを理解する上での一つのポイントというところになるのかなというふうに理解はいたしました。はい。

ということで、ほか、何かご意見ございますでしょうか。

○のざわ委員 資料請求ができるということで、（発言する者あり）私は——あと一つ、初めに、（発言する者あり）1月24日の「元区議会議員」と書いてありますが、これは「本」じゃないかなとちょっと気になったということなんですけど、すみません。それ以外、これ時間の問題なんですけど、すみません。ホームページで何かそんなのを見たということ。

あと、私は、いろんなご意見がある中で、私は、白川先生がおっしゃるように、ちょっと定義が間違っていたら申し訳ないんですけども、二元代表制のあるべき姿を再認識というところで、二元代表制とか、皆さん区議会議員になっている方は区民の方の信託を得て当選させていただいて、基本的にはもう、すごくすばらしい人ばかりだと思うんで、区民全体の奉仕者として人格と倫理の向上が求められますということで、それがどうか分からないんですけど、でしたらそういうところに焦点を当てて、何か研修会とかというのを頻繁にしながら、区議会議員というのはこうあるべきだということを固めるような勉強会みたいな仕組みというか、システムをつくることも、せっかくこんな委員会ができましたので、そういうこともまあいいんじゃないかなと思いつつですね。それで、倫理条例というお話も非常にあるんですけども、それをつくるつくりたくない、いろいろあるんですけど、まあ、まあ、皆様すばらしい方でございますんで、まずはその手前の区議会議員の方々に人格と倫理の向上を共通確認できるような仕組みをつくるというので、そこら辺の議論をするのもいいのかなと思いつつ、そんな資料請求がありましたら、（発言する者あり）資

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：令和 6年 2月22日 契約にかかる不正行為等再発防

止特別委員会（未定稿）.docx（未定稿）

料を請求させていただきたいと、こういうふうに思いました。

以上でございます。（「事例ですか」と呼ぶ者あり）事例というかですね、何というんですかね……

○小林副委員長 端的に言って。

○のざわ委員 研修制度みたいなのですか……

○小野委員長 そうですね。

○のざわ委員 そんなようなものがあって……

○小林副委員長 具体的に。

○のざわ委員 具体的に研修制度みたいなのですかね。

○小野委員長 はい。のざわ委員、ありがとうございます。

○のざわ委員 すみません。

○小野委員長 先ほどから、皆様、何人かの方からご意見いただいている研修とか講演会というところで、それぞれ仕組みを理解したり、または人格とか倫理の向上に寄与するような、そういう講演会というところを、何かしらこちらでも確認をしてみたいと思います。資料ということだったんですけれども、ちょっとそういった資料があるのかどうかというところも一旦お預かりして確認をしてみたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

○白川委員 100条委員会の話が頻繁に出てきますが、私はちょっと抵抗があるのは、要するにここの、議員が反省する場、議員が何とか今後はこういったことを起こさないための場ですので、行政側の何か問題点みたいなのを掘り起こすというところになると、もう広がり過ぎると思うんですね。先ほど富山委員がおっしゃったように、ゴールというのはできるだけ手前にしておいて、そこまででしっかりやるというのが本筋かなというふうに思います。同時に、あんまり議員を縛りつけるということに、私はメリットを感じないんですね。要するに悪いことをするという前提の下に、いろんな、こう、何というんですかね、足かせ手かせしていくことによって、議員活動が妨げられるという不安もあるんです。やっぱり、議員って、区民のために汗をかくというのが基本であって、そこにはある程度の自由がないといけなと。だから、その兼ね合いというのを考えながら、最低限ここは守らなきゃいけないという部分をここで探り当てるということにしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます

今回、再発の防止というところが非常に大事なポイントになりますので、そこにつながっていくような、いろんなご意見を頂いたのかなというふうに思います。

あと、ほかはよろしいですか。

○田中委員 先ほどから研修会とか勉強会とかご提案があったんですけれども、その際に、内容として官製談合のほかの自治体での事例などを紹介していただくのはとても有効な研修になるのかなと思います。あと、先ほど林委員が……

○小野委員長 林委員。（発言する者多数あり）



送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：

送付6-6、7、12陳情関連部分抜粋：令和 6年 2月22日 契約にかかる不正行為等再発防

止特別委員会（未定稿）.docx（未定稿）

○田中委員 ごめんなさい、はやお——訂正します。はやお委員が資料請求されていたんですけど、この千代田区と協定を結んでいる協会なんですけれども、こちらの協定書の中に、この朝日新聞の報道にあります十数社で構成されているということで、その十数社が書かれてあればいいんですけども、もしない場合はこの十数社がどこだったかという資料をお願いしたいと思います。

○小野委員長 はい。協定についての資料ということですかね。

○小林副委員長 まとまらなくなっちゃう。外れちゃったら……

○小野委員長 そうですね。ちょっとこちらで、一旦、まずはお預かりします。

ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。では、ちょっと今いろいろとご意見が出たので、多岐にわたりますので、申し訳ありません、こちらで一旦お預かりして正副で整理をさせていただきます、またご相談させていただきます。資料要求もいろいろあるので、またちょっと個別で場合によってはご相談させていただいたりとかいうのもあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これはここまででよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。